

裁 決 書

審査請求人 ○ ○ ○ ○
処 分 庁 熊 取 町 長

審査請求人が令和4年1月20日に提起した情報不存在通知処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

令和3年12月28日付3熊保育第2281号により行った不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、当該請求に係る情報に該当する文書は、別紙に掲げる情報と特定し、公開決定する。

第1 事案の概要

1 審査請求人は、情報公開条例（平成10年条例第28号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、令和3年12月20日に、実施機関に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

・保育課が所管し過去に作成した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という）のうち、個人情報を収集した時点において、登録簿に記載されていない「個人情報の対象者」の個人情報や登録簿に記載されていない「個人情報の記録項目」を第三者から収集し、かつ当該個人情報を収集後に「個人情報の対象者の範囲」や「個人情報の記録項目」を追記し変更した登録簿。なお登録簿を変更後、更に個人情報を収集したか否かを問わない。

2 実施機関は、本件公開請求に対し、条例第11条の規定により本件処分を行い、令和3年12月28日付3熊保育第2281号で審査請求人に通知した。

3 審査請求人は、令和4年1月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件処分を取り消す及び同条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

審査請求人は、以下の理由から、少なくとも保育課が所掌する登録年月日が平成30年4月1日の個人情報取扱事務登録簿（個人情報取扱事務の名称「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務」）（以下「当該登録簿」という）が情報公開請求の対象となる情報に該当すると考え、本件処分は不当であり、その取消し及び公開決定等を改めて求めるというものである。

- (1) 町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務（以下「選定事務」という。）において、実施機関は応募事業者から児童の個人情報を収集しており、実施機関が作成した「本人以外からの個人情報収集届出書」にも記載されているものの、当該登録簿の個人情報の対象者の範囲は、「委員」としか記載されていない。
- (2) 当該登録簿が令和2年10月19日に変更されているものの、選定事務における受付期間は令和2年8月19日から9月18日までであり、変更前の当該登録簿を根拠として応募事業者から個人情報を収集している。
- (3) 個人情報取扱事務登録簿は、個人情報保護条例（平成10年条例第29号）の規定に基づき、個人情報を収集する前に作成し、一般の縦覧に供しなければならないものであり、個人情報取扱事務登録簿を変更する前に収集した個人情報について、変更後の登録簿を個人情報収集の根拠とすることはできないと考える。
- (4) 公開を求めた情報の趣旨は「登録簿に記載のない個人情報を本人以外から収集し、かつ当該個人情報を収集後に変更された登録簿」である。よって、実施機関の主張による登録簿にその内容が包含されているか否かは問題ではなく、登録簿に記載がされていたのか否かが論点である。
- (5) 実施機関は、令和2年10月19日に変更された選定事務に係る個人情報取扱事務登録簿（以下「変更登録簿」という。）を「変更」ではなく「修正」と主張しているが、変更登録簿には、令和2年10月19日を変更年月日として記載され、一般の縦覧に供している。よって、これを閲覧する住民は変更登録簿が「修正」されたものではなく、「変更」されたものとして認識することは当然である。「変更」であろうが、「修正」であろうが、変更登録簿には「変更年月日」としての記載があるため、「変更」という文言を使用して行なった情報公開請求に対して「修正」であるからの理由で情報不現在の決定を行なうことは不当である。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件処分は妥当であるとの裁決を求めている。

- (1) 当該登録簿において、事務として登録簿の各項目の内容を包含していると捉え、包括的に登録していると考えている。
- (2) よって、審査請求にある変更前の当該登録簿を適正なものとして運用したものである。なお、令和2年10月19日に変更の当該登録簿に関しては、同年10月16日の審査請求人との面談の中で、個人情報保護条例所管部局から住民にわかりやすい個人情報取扱事務登録簿とするべく、あくまで修正を行ったものである。つまり、個人情報の取扱いは平成30年4月1日の適正な登録簿を根拠に行っているのである。加えて、当該登録簿は一般の縦覧にも供している。

第3 理由

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、条例第6条及び第7条において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この条例第6条及び第7条が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する住民の権利を十分尊重する見地から、公開するか否かの判断を厳正にしなければならない。

2 争点について

審査請求人は、登録簿の修正ではなく変更があったはずだから、本件審査請求の争点となる文書は、平成30年4月1日登録の個人情報取扱事務登録簿であり、存在すると主張している。一方、実施機関は、当該登録簿が個人情報保護条例第7条第3項各号の内容を包含していると捉え、変更登録簿は、住民にわかりやすくするためあくまで修正したもの

であることから、審査請求人が請求する当該登録簿は存在しないと主張している。

以上の点から、審査請求人のいう登録簿を実施機関が特定できているかが争点である。

3 本件処分の妥当性について

本件審査請求の争点となる文書は、実施機関によると、当該登録簿が本件公開請求の対象となるということである。そこで、当審査会において、実施機関に資料請求を行い、本件文書を見分したところ、当該登録簿によって令和2年度の町立保育所民営化移管事業応募者から個人情報を収集しており、収集した個人情報を確認すると、個人の記録に関する情報、児童の個人写真、保育士の写真などであった。

これらの収集した個人情報は、当該登録簿の個人情報記録項目に該当する旨のチェックは入っていないことから、当該登録簿は個人情報保護条例第6条第1項で定める届出項目を満たしておらず、実施機関が主張する、当該情報を包含している、とは認めがたいものであることから、実施機関は、当該請求にかかる情報の特定ができていないと判断する。

したがって、本件処分に係る不存在決定を取り消し、改めて当該請求に係る情報に該当する文書を特定した上で、公開決定等を行うべきである。

4 判断

審査会の答申と同様、当該登録簿は個人情報保護条例第6条第1項で定める届出項目を満たしておらず、実施機関が主張する、当該情報を包含している、とは認め難く、改めて当該請求に係る情報に該当する文書を特定した上で、公開決定等を行なうべきと判断する。

従って、請求に係る文書を、別紙のとおり特定した上で、公開すべきである。

第4 結論

以上の理由により、主文のとおり裁決する。

令和5年6月14日

審査庁 熊取町長 藤原 敏司

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。